平成２６年度　坂町留守家庭児童会の入会募集

坂町では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学１年生～３年生の児童を対象に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供する留守家庭児童会を開設しています。
入会希望の方は、次のとおり、受付期間内に申請してください。

■ 対象者
小学１年生～３年生（３ヶ月以上の継続就労、かつ月15日以上就労する保護者の児童）

■ 開設時間
月曜日～金曜日　放課後～18時
土曜日・長期休業日　８時30分～18時

■ 休会日
日曜日・国民の祝日・国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日
12月28日～１月３日
その他教育委員会が必要と認めた日

■ 開設場所等

小学校区	場　所	定員
坂小学校	コミュニティーホールさか	１００名
横浜小学校	横浜ふれあいセンター	７０名
小屋浦小学校	小屋浦ふれあいセンター	３０名

※定員以上は、入会できません。入会希望者が定員を上回った場合、坂町留守家庭児童会入会選考基準要領に基づき、入会選考を行います。

■ 保護者負担金
月額2,000円（同一世帯の２人目以上は、１人につき月額1,000円）
※別途おやつ代（実費）

■ 受付期間
平成26年２月13日（木）まで

■申請書配布・受付場所
生涯学習課、坂公民館、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンター、町民センター
※町内の保育所（園）入所者については、各保育所（園）で申請書を配布し、受け付けます。
※２・３年生の入会については、各留守家庭児童会で申請書を配布し、受け付けます。

◎ 問い合わせ
坂町教育委員会事務局　生涯学習課
☎（８２０）１５２５

安芸消防署からのお知らせ

小さな頃から防火教育を！

12月の火災件数
～　0件（年間累計　3件）
救急件数
～54件（年間累計　576件）

消すまでは　心の警報　ＯＮのまま

問い合わせ
安芸消防署坂出張所　☎（８８５）０１００

住宅用火災警報機を設置された皆様へ！

・取扱説明書をよく読んで、適正な維持管理に努めましょう。
※バルサン等の使用により誤って警報器を作動させ、困り果てる前に必ず使用上の注意を守りましょう。
・火災警報器の交換時期にも気を付けましょう。
設置がお済みでない方は、早期設置が必要です！

問い合わせ
安芸消防署坂出張所　☎（８８５）０１００

～２月は児童手当の支給月です～

児童手当を指定された口座に振込みます。新規に申請された方以外は、個人宛の通知はいたしませんので、通帳記帳などによりご確認ください。

☆振込み日：２月10日（月）

☆支給内容：平成25年10月分～平成26年1月分の児童手当

問合せ◎役場民生課　☎（820）1505

町営住宅入居者募集

○町営平成ヶ浜住宅３号館

特定公共賃貸住宅（子育て世帯向け定期借家）【保育園併設】
募集戸数　２戸【301号室、701号室】３LDK（約73㎡／戸）
家賃限度額　54,000～79,600円／月（収入階層による）
駐車場使用料　3,000円／月（駐車場は、団地外の近接場所となります。）

◆入居資格
１．同居しようとする親族に平成20年4月2日以降に生まれた児童がいる世帯であること。（妊娠中を含む）
２．入居申込者もしくは同居者が坂町出身者（その親または祖父母のいずれかが坂町出身者の場合を含む。）、または町内に一定期間（現在まで３か月以上継続して）住所を有すること。もしくは一定期間（現在まで２年以上継続して）坂町内に勤務地を有すること。
注１　坂町出身者とは原則、坂町に本籍を申込日まで一定期間継続して有する者をいう。ただし、入居申込者若しくは同居者の親又は祖父母のいずれかが申込日まで継続して町内に住所を有している(注２)場合には坂町出身者と見なす場合がある。
詳細は、産業建設課にお問い合わせください。
注２　住所を有することとは、坂町の住民基本台帳に記載のあること。
３．日本国籍を有すること。
４．納付すべき税等（町県民税、所得税等）を滞納していないこと。
５．収入が基準以内であること。
※入居申込者全員の年額所得の合計が、定められた基準範囲であること。（裁量階層あり）※特定公共賃貸住宅の政令月収が158,001円から259,000円であること。収入の詳細については、源泉徴収票等収入のわかる関係書類を持参し、役場産業建設課にご相談ください。
６．入居申込者もしくは同居者が暴力団員でないこと。
注）妊娠中の方は、母子健康手帳または医師の証明が必要です。
注）入居資格等詳しいことについては、役場産業建設課にお問合せください。

◆入居の条件
１．借地借家法に基づく定期借家であるため、入居期間は入居した時から５年間とします。
２．入居後５年を経過する時点で、未就学児または就学後３年以下の児童があり入居申込者が希望する場合には、最年少の未就学児童が就学したときから３年を限度に再契約することができます。
３．虚偽の申請による申込みの場合、入居申込者もしくは同居者が暴力団員と判明した場合には、入居許可を取り消し、住宅の明け渡しをしていただきます。

◆平成ヶ浜住宅に併設される保育園のお知らせ
平成ヶ浜住宅には保育園が併設されており、平成ヶ浜住宅に入居される方で、保育園の入園条件に該当する場合には、優先的に入園することができます。

○町営鯛尾住宅

募集戸数　１戸【４号棟】１ＤＫ（約36㎡）
家賃限度額　13,900～20,800円／月
駐車場使用料　3,000 円／月（１世帯につき１台に限る）

◆入居資格
１．同居親族（婚約者を含む）があること。
※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人、または婚約者のうち仲人の婚約証明書があること。
２．入居申込者もしくは同居者が坂町出身者（その親または祖父母のいずれかが坂町出身者の場合を含む。）、または町内に一定期間（現在まで１年以上継続して）住所を有すること。もしくは一定期間（現在まで２年以上継続して）坂町内に勤務地を有すること。
注１　坂町出身者とは原則、坂町に本籍を申込日まで一定期間継続して有する者をいう。ただし、入居申込者若しくは同居者の親又は祖父母のいずれかが申込日まで継続して町内に住所を有している(注２)場合には坂町出身者と見なす場合がある。
詳細は、産業建設課にお問い合わせください。
注２　住所を有することとは、坂町の住民基本台帳に記載のあること。
３．日本国籍を有すること。
４．納付すべき税等（町県民税、所得税等）を滞納していないこと。
５．収入が基準以内であること。
※入居申込者全員の年額所得の合計が、定められた基準以内であること。
※収入の詳細ついては、源泉徴収票等収入のわかる関係書類を持参し、役場産業建設課にご相談ください。
６．入居申込者もしくは同居者が暴力団員でないこと。
注）妊娠中の方は母子健康手帳または医師の証明が必要です。
注）入居資格等詳しいことについては、役場産業建設課にお問合せください。

◎申込期間及び方法　町営平成ケ浜住宅３号館：２月３日（月）～２月12日（水）（土・日・祝日を除く）
町営鯛尾住宅：２月３日より随時募集（土・日・祝日を除く）
申込書に必要事項を記入し、必要書類（申込みのしおり参照）を添えて申し込んでください。
※申込当日は必ず印鑑を持参してください。
◎受付場所及び受付時間　役場３階　産業建設課（８時30分～17時30分）
◎選考方法の概略　入居申込者が募集戸数を超える場合には、公開抽選により入居候補者及び補欠入居候補者を決定します。（町営鯛尾住宅は、入居申込者が募集戸数になり次第、締め切ります）
◎入居可能時期　別途通知します
◎入居申込書及び申込みのしおり
役場産業建設課、町民センター、坂公民館、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンター、Ｂ＆Ｇ海洋センターにて配布します。また、坂町ホームページからもダウンロードできます。
（http://www.town.saka.lg.jp/sakacho/）
◎問合せ　住宅に関すること：役場産業建設課　☎(820) 1512　保育園に関すること：役場民生課　☎(820) 1505